

平成30年度

## 自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注) 平成30年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①平成30年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】

②平成30年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

# 目 次

1. 指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第5号）の改正内容-----	1
1-1. 指定自動車整備事業規則の改正	
1-2. 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）	
1-3. 保安基準適合証等の処理要領の改正	
2. 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び 指導の要領について（依命通達）の一部改正について-----	5
3. 北海道における指定整備事業者の処分状況-----	9
4. 北海道における指定整備事業者の支局長警告の事例-----	10
5. 北海道における平成29年度及び平成30年度の監査及び処分件数-----	11
6. 平成29年度 全国の指定整備事業者の処分状況-----	12
7. ディーゼル車の排出ガス検査（オパシメータ測定）時の注意事項 〈SKYACTIV-D 2.2〉マツダ(株)-----	13
8. 大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意！-----	14

# 1. 指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第5号）の改正内容

## I. 法令関係

- 道路運送車両法施行規則の改正  
（平成30年6月27日付け、国土交通省令第51号）  
——【概算見積りの電磁的記録提供、整備主任者研修関係】【整備主任者地域教材P2】
- 自動車点検基準の改正  
（平成30年6月27日付け、国土交通省令第51号）  
——【大型トラック、バスのスペアタイヤ点検等】【整備主任者地域教材P10】
- 指定自動車整備事業規則の改正  
（平成30年6月27日付け、国土交通省令第51号）  
—————【検査員研修関係】【P2】
- 道路運送車両法関係手数料令の改正  
（平成30年1月26日付け、政令第11号）  
—————【OSS等の手数料改正】【全国教材P239】

## II. 関連通達

- 自動車の点検及び整備に関する手引きの改正  
（平成30年6月27日付け、国土交通省告示第781号）  
——【大型トラック、バスのスペアタイヤ点検等】【整備主任者地域教材P10】
- 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いについての改正  
（平成30年8月30日付け、事務連絡）  
—————【指定整備記録簿検査員氏名の記載方法等】【P2~】
- 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについての改正  
（平成30年7月2日付け、国官参自保第195号、国自整第82号）  
—————【A1U、富士→A1G、北済協→北ト交共】【全国教材P194】
- 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて  
（平成30年4月19日付け、国自整第29号）  
—————【全国教材P271】

## III. 指定自動車整備事業実務要領

- 3. 保安基準適合証等の処理要領等、電子保適、OSS関連の修正、追加  
（軽自動車を除く。）—————【P4】
- 関係法令の改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

## IV. 業務資料

- 基準改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

### 1-1. 指定自動車整備事業規則の改正

平成30年6月27日付け、国土交通省令第51号

指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	（自動車検査員の研修） 第14条 指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。
改正後	（自動車検査員の研修） 第14条 指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 (1)自動車検査員として新たに選任した者 (2)最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

### 1-2. 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）

平成30年8月30日付け、事務連絡

新	旧
<p>4. 指定整備記録簿の検査機器等による検査欄の記載は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 目視等による検査については、定期点検項目以外の検査項目についても検査することから、別紙の「検査項目」（参考）についても併せて確認すること。</p> <p>また、目視等による検査の「その他」の欄には、別紙検査項目の「その他の検査項目」及び①から⑯に該当しない装置等の検査結果についてチェックするものとする。</p> <p>なお、該当する装置がない場合は、チェック欄「□」に横線( 日 )又は斜線( 斜 )をすること。</p>	<p>4. 指定整備記録簿の検査機器等による検査欄の記載は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 目視等による検査については、定期点検項目以外の検査項目についても検査することから、別紙の「検査項目」（参考）についても併せて確認すること。</p> <p>また、目視等による検査の「その他」の欄には、別紙検査項目の「その他の検査項目」及び①から⑯に該当しない装置等の検査結果についてチェックするものとする。</p> <p>なお、該当する装置がない場合は、チェック欄「□」に横線( 日 )をすること。</p>

※これまで、斜線での抹消は認めておらず、横線で抹消と統一しておりました。

複数の検査員で検査した場合、斜線を引きそれぞれがチェックを記載するためです。実態は斜線での抹消も多く、要望を受け、斜線での抹消も認めることとしました。

1-2. 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いの改正（抜粋）

新	旧
(5) 速度計等の検査結果の検査欄への記載方法 ①（削除）	(5) 速度計等の検査結果の検査欄への記載方法 ①速度計がデジタルの場合は、走行テスト等の方法と結果欄に「速度計デジタル」と記載し、検査欄の指示針の振れは斜線すること。また、アナログ無針の場合は、「速度計アナログ無針」と記載し指示針の振れは「適」と記載する。

※必携の追録4号までに、すでに削除されていた内容です。平成30年8月30日付け、事務連絡にて正式に削除しました。

審査事務規程の第35次改正（旧）（H18.3.27）により、アナログ式速度計の指示針に関する従前規定が削除されており、以降は当該記載は不要となっていたものです。

新	旧
(10)（削除）	(10) <u>自動車検査員の氏名欄は、当該自動車の完成検査を実施した自動車検査員の自署とすること。</u>
(11) 複数の自動車検査員が分担して点検及び検査を実施する場合にあっては、備考欄に次の例による記入欄を設け、社内規定の検査作業区分毎に実施した検査作業区分内容、検査の年月日及び <u>担当した自動車検査員の氏名を記載すること。</u>	(11) 複数の自動車検査員が分担して点検及び検査を実施する場合にあっては、備考欄に次の例による記入欄を設け、社内規定の検査作業区分毎に実施した検査作業区分内容、検査の年月日及び <u>自動車検査員の氏名を担当した自動車検査員が自署すること。</u>

※「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び省令に基づき、記録簿の電磁的記録保存の取扱いが通達（全国教材P271）されたことから、記録簿への自署を求めることができなくなったため、削除しました。なお、従前どおり検査員が自署することを妨げるものではありません。

定期点検箇所以外の主な検査項目(参考)						
装置等	検査項目	乗用車等	事業用等	貨物等	二輪車	
旧	①騒音防止装置 消音器の取外し・切断	○	○	○	○	
新	①騒音防止装置 消音器の取外し・切断、マフラー加速走行騒音の性能	○	○	○	○	

※H22.4以降の製作車について、マフラーが改造されていた場合、騒音低減機構が容易に除去できない構造であること等を検査しなければなりません。車検証を確認し確実な検査を促すために追記しました。

### 1-3. 保安基準適合証等の処理要領の改正

新	旧
<p>2. 紙による継続検査・・・に係る適合証の記載 (7) 「登録番号又は車両番号」「車台番号」「使用者氏名又は名称・住所」「乗車定員」「最大積載量」「用途」及び「車両総重量」欄は、当該自動車の検査証（中古新規等にあつては登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書）から転記する。</p> <p>ただし、「使用者氏 名又は名称・住所」欄の記載は、新規検査申請の場合は新使用者、予備検査申請にあつては、新所有者とする。</p>	<p>2. 紙による継続検査・・・に係る適合証の記載 (7) 「登録番号又は車両番号」「車台番号」「使用者氏名又は名称・住所」「乗車定員」「最大積載量」「用途」及び「車両総重量」欄は、当該自動車の検査証（中古新規等にあつては登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書）から転記する。</p> <p>ただし、「使用者氏 名又は名称・住所」欄の記載は、新規検査申請の場合は新使用者、予備検査申請にあつては、新所有者とする。</p> <p>（注）付属装置が2種類以上ある場合は、<u>車検証の備考欄に諸元が記載されているのでそれも合わせて転記する。</u></p>

※大特等の3段書き、4段書き車両について、備考欄の諸元も適合証へ記載する取り扱いでしたが、電子保適との整合のため削除しました。

新	旧
<p>(13) 適合標章は次の要領で記載する。 〔Ⅲ～18頁参照〕</p> <p>① 有効期間の起算日を表示する欄は、適合標章の<u>検査年月日</u>を黒色ボールペン等で記載する。</p>	<p>(13) 適合標章は次の要領で記載する。 〔Ⅲ～18頁参照〕</p> <p>① 有効期間の起算日を表示する欄は、適合標章の<u>交付年月日</u>を黒色ボールペン等で記載する。</p>

※従前、北海道は適合標章の起算日は、交付日を記載する扱いでした。

しかし、H30.5.30、日整連より、保適証サービス（ブラウザ型）において、標章起算日を交付年月日ではなく検査年月日を表示するよう改修し、本省も了解している旨の連絡がありました。北海道の取扱いもそれにあわせて変更しました。

必携Ⅲ～18 上段

(適合標章)

(旧) 適合標章の交付年月日を黒色ボールペン等で記載する。

(新) 適合標章の検査年月日を黒色ボールペン等で記載する。

有効期間の満了日の表示は訂正できない。

(表)

保安基準適合標章  
平成18年9月10日から

9月 24日 まで

自動車登録番号又は車両番号 札幌501は1325

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 陸運自動車工業株式会社  
事業場の名称及び所在地 札幌市東区北28条東1丁目 代表取締役印 代表取締役 北海 太郎

検査の年月日 平成18年9月10日  
自動車検査員の氏名 陸運 次郎 陸運

自動車登録番号又は車両番号 札幌501は1325  
車台番号 NHK3-123456

## 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正について

### 1. 改正の背景

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成 14 年 7 月 1 日付け、国自整第 63 号）では、道路運送車両法第 91 条の 3 の規定に基づく道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項等の取扱い及び指導について規定しているところ。

今般、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 51 号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

自動車分解整備事業者が点検又は整備作業の依頼者に対し交付する概算見積りについて、書面による交付に代えて電磁的方法による交付でもよいこととする。

### 3. スケジュール（予定）

施行：平成 30 年 10 月 1 日（省令改正の施行日）

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）  
 （国自整第63号 平成14年7月1日 新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>（1）自動車分解整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供</p> <p>i（略）</p> <p>ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した</p>	<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>（1）自動車分解整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付</p> <p>i（略）</p> <p>ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概</p>

新	旧
<p>書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となつた整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際は、「<u>独立行政法人自動車技術総合機構法</u>」(平成11年12月22日法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規程</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p><u>附則 (平成30年9月28日国自整第152号)</u>  <u>本改正規定は平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>	<p>算見積りの額を記載しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際は、「<u>自動車検査独立行政法人法</u>」(平成11年12月22日法第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規定</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>
<p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>	<p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>

新	旧								
<p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p>	<p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="406 1657 534 2054">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="406 1108 582 1657"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="406 705 534 1108">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="406 163 582 705"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>	(略)	(略)
点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>								
(略)	(略)								
点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>								
(略)	(略)								
<p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア～オ (略)</p>	<p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1～3-2 (略)</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア～オ (略)</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="758 1657 885 2054">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="758 1108 925 1657"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="758 705 885 1108">点検するために不可欠な作業</td> <td data-bbox="758 163 925 705"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>	(略)	(略)
点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>								
(略)	(略)								
点検するために不可欠な作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号) に例示してある点検作業の範囲</li> </ul>								
(略)	(略)								
<p>3-4～3-6 (略)</p>	<p>3-4～3-6 (略)</p>								

### 3. 北海道における指定整備事業者の処分状況

〈平成29年4月～平成30年9月：支局長による警告を除く。〉

#### 1. 業態：専業

保適証交付停止15日、検査員文書警告：処分年月日 H29. 8. 31

パトロール監査において、当日保安基準適合証が交付された車両について、巻込防止装置の取付高さが保安基準不適合状態であることを確認した。詳細を確認したところ、ボディリフトブロックの装着により高さが自動車検査証と相違しており、そのため巻込防止装置が不適合状態となっていた。

また、その他一部灯火装置の灯色が保安基準不適合の状態であった。

自動車検査員は、以上のことに気付かず保安基準適合証に証明を行い、事業者は保安基準適合証を交付していた。

#### 〈主な改善策〉

- ・同一性に疑義のある車両（標準車以外全車）について、巻尺を用いて測定する。
- ・灯火装置について、複数で検査を行う。
- ・定期的に事業場内の巡回指導を行う。
- ・繁忙期に車検業務を増員するシフト体制とし、検査員の負担軽減を行う。

#### 2. 業態：専業

保適証交付停止15日、検査員文書警告：処分年月日 H29. 12. 22

パトロール監査において、すれ違い用前照灯で検査すべき車両を走行用前照灯で検査をしていたことを確認し、その後数回の監査により詳細に調査を行った。

その結果、他に検査機器（サイドスリップ・テスト、ブレーキ・テスト及びスピードメータ・テスト）の許容限度（軸重3tまで）を超える車両を検査している車両等、不適切な検査によるものも複数台確認された。

自動車検査員は、忙しさから自動車検査証に記載されている初度登録年月や軸重を十分に確認しないまま検査し保安基準適合証に証明し、事業者は保安基準適合証を交付していた。

#### 〈原因〉

- ・検査員が他の役職を兼務しており、管理体制が不十分であった。
- ・法令の理解不足と慣れによる思い込みがあった。

#### 〈主な改善策〉

- ・検査員を増員し、検査業務に専念できる体制とする。
- ・各種研修会へ出席、社内勉強会を行い、最近の法令について従業員へ周知する。
- ・自主点検を定期的実施する。
- ・保安基準適合証交付決裁前に中間決裁を実施する。

## 4. 北海道における指定整備事業者の支局長警告の事例

〈平成29年4月～平成30年9月：支局長による文書警告の事例〉

違反行為に起因する事故がしておらず、又は故意によるものではないため、次のいずれかの理由により違反点数を軽減した処分を含む。

- ・違反行為を自主申告し、当該違反事項の改善が可能であること
- ・過去5年以内に処分歴が無く、事業全般に渡り改善が見込まれること

### 1. 同一性相違車に保適証へ証明、交付

- ・一時抹消登録されていないにもかかわらず、中古新規の保適証へ証明、交付
- ・指定外部品の固定的取付による高さ相違4cm超を見落とし、保適証へ証明、交付
- ・登録番号と異なる登録番号標が取り付けられた車両に保適証へ証明、交付（2件）
- ・登録識別情報等通知書を紛失した不審案件車両に、保適証へ証明、交付（2件）
- ・構造等に関する事項（教習車→タクシー）相違車に、中古新規の保適証へ証明、交付

### 2. 点検・検査一部未実施

- ・走行用前照灯で検査すべき車両（4台）をすれ違い用前照灯で検査
- ・オートバイの前照灯をすれ違い用前照灯で検査
- ・オパシ測定車をDS測定で検査

### 3. 保安基準不適合車両に保適証へ証明、交付

- ・保安基準緩和認定期限が切れた車両に保適証へ証明、交付
- ・ライトトレーラの前部反射器取り付けが無い状態で保適証へ証明、交付

### 4. 自賠償保険期間不足で保適証を交付

- ・別の車両の自賠償保険の内容を保適証に記載し、保険期間不足に気がつかず交付
- ・旧自賠償を確認せず、依頼者持ち込みの新自賠償保険期間のみを記載して保適証を交付し、交付日から数日間保険期間不足
- ・別の車両の自賠償（依頼者持ち込み）を当該車両のものと誤認し、大部分自賠償未加入で保適証を交付
- ・旧自賠償保険が半日不足した車両に、継続して新自賠償を契約し、半日不足で交付

○平成29年度及び平成30年度の監査及び処分件数

運輸支局	監査件数	取消	交付停止	是正命令	文書警告	検査員の解任	検査員の警告
札幌	588 (188)		1		7 (2)		8 (1)
函館	173 (81)				2		2
室蘭	93 (29)		1		1		1
旭川	240 (68)						
帯広	155 (24)				1 (1)		1
釧路	239 (91)						2
北見	178 (76)						1
局計	1,666 (557)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (3)	0 (0)	15 (1)

※（ ）内は、平成30年度（H30年4月～9月末）の状況。

※ 指定整備事業者で認証関係処分だけのものは除く。

○平成28年度から平成30年9月までの主な違反内容（違反内容毎に複数計上）

違反内容	H28	H29	(H30)
不正改造車へ保適証交付	1		
保安基準不適合車への保適証交付	4	4	
同一性相違車に保適証交付	1	7	(1)
点検・検査一部未実施 （審査事務規程と相違する方法による検査又は 検査機器の許容能力を超える自動車を検査も含む）	7	4	
法令を遵守する体制にない（交付体制の不適切）	3	10	(2)
指定整備記録簿の虚偽記載	1		
完成品に恒常性が無い	2	3	
指定整備記録簿の記載漏れ、誤り	7	4	(1)
自賠償保険期間不足で保適証交付	2	2	(2)
保適証の記載誤り			(1)
概算見積書の未交付（認証）	1		
未認証工場へ分解整備の依頼（認証）	3		

※（ ）内は、平成30年度（H30年4月～9月末）の状況。

※ 指定整備事業者で文書警告以上の処分についての統計

○口頭注意を受けた事業場数（平成30年度は平成30年9月末現在）

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見
平成29年度	134	74	34	29	35	46	17
平成30年度	21	47	7	12	2	8	3

主な指摘事項

- ・点検整備項目の記載漏れ（誤り）
- ・完成検査欄の記載漏れ（誤り）：制動力、DS、ヘッドライト
- ・目視検査欄の記載漏れ

	\$ž ) )		%		\$&	
	\$ž \$ #		&		*	
	&ž* %	%	'		%\$	*
	, + (	\$			\$	\$
	\$ž %%	\$	\$%		%+	(
	' ž &*	\$	*		%%	(
	%ž* (		%		\$&	
	* ( #		'		\$ \$	\$
	\$ž ) &	%	*		\$&	&
	' #,	\$	*		\$ \$	%
	\$, žo+,	+	' +	#	\$' #	%'























